



低所得の子育て世帯の方へ

問・申 保健福祉部 こども未来課 ☎82-1000

子育て世帯生活支援特別給付金 (児童1人あたり、一律5万円)を支給

食費などの物価高騰が長期化する中で、低所得の子育て世帯の生活を支援するため、特別給付金を支給します。

ひとり親世帯

●対象者

ひとり親世帯で、次のいずれかに該当する方

- ① 5年3月分の児童扶養手当の支給を受けている方
- ② 公的年金などを受給していることで、5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない方
- ③ 物価高騰の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった方

●申請方法

- ①の方は申請不要です。(※5月に支給済み)
- ②、③に該当する方は、申請が必要です。(※7月3日から申請受付開始)

●支給方法

- ①の方は児童扶養手当振込時の指定口座に振り込みました。②、③に該当する方は、申請書に記載の口座に振り込みます。

ひとり親世帯以外の世帯

●対象者

次のいずれかに該当する方

- ① 「令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外)」を受給した方
- ② 平成17年4月2日(障がい児の場合平成15年4月2日)～令和6年2月29日生まれの児童を養育する方で、5年度分の住民税(均等割)が非課税の方、または5年1月以降の収入が急変し住民税非課税相当の収入となった方

●申請方法

- ①の方は申請不要です。(※6月に支給済み)
- ②に該当する方は、申請が必要です。(※7月3日から申請受付開始)

●支給方法

- ①の方は令和4年度に実施した同給付金振込時の指定口座に振り込みました。③に該当する方は、申請書に記載の口座に振り込みます。

●支給額 児童1人あたり一律5万円を支給します。

●申し込み方法

窓口に備え付けの申請書(市ホームページから入手可)と必要書類をこども未来課、または各行政局市民係へ提出ください。

●申込期限 6年2月29日(木)

●その他 両方の給付金の支給要件に該当する方でも、どちらか1種類の給付金しか受給できません。

今月のごみ量 (4月分)

- 1日1人あたりのごみの量：900g
- 田村市のごみの量の目標：690g
- 目標達成まであと：210g減!
- ※ 3月のごみの量と比べて、139g減



広告欄 Advertisement

有料広告募集中

問い合わせ…総務部 総務課 (☎0247-81-2117) へ

市民部 市民課 からのお知らせ

☎82-1112

国民健康保険に加入している方へ

◆高齢受給者証を送付します

※ 70歳以上75歳未満の方

現在お持ちの高齢受給者証の有効期限は、7月31日です。8月1日からの新しい高齢受給者証は、7月下旬に送付します。

医療機関などで診療を受けるときは、必ず保険証と一緒に高齢受給者証を窓口に提示してください。提示されない場合は、本来の自己負担割合で診療を受けられないことがあります。

◆限度額適用認定証の更新申請

現在お持ちの限度額適用認定証は、8月1日から新しくなるため、更新の手続きが必要です。

更新を希望する場合は、次のものをお持ちのうえ、市民課、各行政局、各出張所で申請してください。

【お持ちいただくもの】

- ・ 保険証
- ・ 本人確認書類
(マイナンバーカード・運転免許証など)

◆国民健康保険税の納税通知書を送付します

5年度分の納税通知書と納付書を7月中旬に郵送します。

国民健康保険は世帯主が保険税の納税義務者であるため、世帯員が加入していれば世帯主宛てに通知書が届きます。

後期高齢者医療に加入している方へ

75歳以上の方、または一定の障がいのある65歳以上の方が対象です。

◆保険証を送付します

現在お使いの保険証(ピンク色)は、7月31日有効期限を迎えるため、使用できなくなります。

8月1日からの新しい保険証(オレンジ色)は7月下旬に郵送します。期限の切れた保険証は、保険証の誤使用や詐欺被害を防ぐため、市民課、各行政局、各出張所窓口へ返却いただくかご自身で破棄してください。

※破棄する場合は、個人情報に留意の上、裁断して確実に破棄してください。

◆限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証の更新申請

現在お持ちの限度額適用・標準負担額減額認定証と限度額適用認定証の有効期限は、7月31日です。引き続き該当する方には、被保険者証と一緒に郵送します。

今回新たに該当する方には勧奨通知を郵送しますので、次のものをお持ちのうえ、市民課、各行政局、各出張所で申請してください。

【お持ちいただくもの】

- ・ 保険証
- ・ 本人確認書類
(マイナンバーカード・運転免許証など)

【共通事項】◆保険税(料)が減免、医療費の窓口負担が免除されている方へ

原発事故に伴う旧避難指示区域等における医療費等の減免措置の見直しは5年度から開始されます。現在対象となっている方(※上位所得層の方を除く)は、本年度から保険税(料)が賦課されます。(半額減免) また、医療費の窓口負担は引き続き全額免除されます。8月1日以降も医療費の窓口負担の免除に該当する方には、7月下旬に新しい免除証明書を郵送します。有効期限は6年2月29日までです。

※上位所得層：被保険者全員の前年中の総所得金額が600万円を超える世帯

問 原発被災地域医療・介護保険料等相談窓口 ☎0120-911-488

LET'S!!「モリモリ体操」

田村市オリジナル体操「元気・筋力モリモリ体操」を毎日実践!!

【その四：背中を伸ばす運動】

息を吸いながら3秒止めて吐き出す。5回実施。姿勢の改善効果があります。側腹部を意識してみましょう。

市では、通いの場「運動サロン」で『元気・筋力モリモリ体操』を実施しています。

問 市民部 市民課 ☎82-1112



動画はこちら▶

